一宮市告示第491号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第3項の規定による届出があったので、同条第4項及び一宮市会計に関する規則(昭和40年一宮市規則第12号)第17条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年11月2日

一宮市長　中野　正康

1　届出のあった指定納付受託者
　アマゾンジャパン合同会社

2　変更後の事務所の所在地
　東京都港区麻布台一丁目３番１号